

第2回「(仮称)浦安市認知症条例」制定にかかる懇話会

令和3年11月4日(木)

午後6時～7時30分

ニッセイ基礎研究所 会議室4・5

次 第

1. 挨拶

2. 議題

(1) (仮称)認知症条例素案について 資料1-1、1-2、1-3、1-4、1-5

3. 意見交換

(仮称) 浦安市認知症条例 (素案)

R 3.11.4

(目的)

第1条 この条例は、認知症施策を総合的に推進するための基本となる理念を定め、市の責務、市民、事業者、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関の役割並びに家族等の取組を明らかにするとともに、すべての市民が認知症にかかる意識を高め、認知症とともに生きることへの理解を深め、認知症の人及びその家族等を含む誰もが住み慣れた地域の中で、地域の主体的な一員として希望する暮らしを実現し、継続することができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- (2) 家族等 認知症の人の親族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学をする者をいう。
- (4) 医療・介護・福祉に関する事業者 市内において医療、介護又は福祉に関するサービスを提供する事業者をいう。
- (5) 関係機関 市内において、医療、福祉、保健、治安、雇用等、認知症の人の支援に関連する機関をいう。

（基本理念）

第3条 認知症とともに生きることができる地域社会の実現は、次に掲げる基本理念により行うものとする。

(1)認知症の人が、その尊厳が保持され、自らの意思により、力を発揮しながら希望する暮らしを実現し、継続ができること。

(2)認知症の人、家族等、市民、事業者及び関係機関（以下「多様な主体」という。）が認知症を地域の課題として捉え、認知症とともに生きることへの理解を深め、連携することで、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、自分らしく社会とつながり、支え合い、安心して暮らせること。

（市の責務）

第4条 市は、多様な主体との連携の下、認知症施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、認知症施策の策定及び評価に当たっては、認知症の人本人及びその家族等を含め、広く意見を聴くよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のため、正しい知識を持ち、認知症とともに生きることについて理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人及びその家族が、安心して地域での暮らしが継続できるよう、声かけや見守りを行い、社会参加などの社会との関わりに配慮するよう努めるとともに、必要に応じて医療・介護・福祉に関する事業者や関係機関に相談するよう努めるものとする。

3 市民は、あらかじめ個々の楽しみや大切にしたいことを通じた社会との関わりを持つことが、認知症になった後に希望する暮らしを継続するために役立つものであることを認識するよう努めるもの

とする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、移動、金融、小売等の様々な生活の場面で提供されるサービスが、認知症の人及びその家族等にとって利用しやすくなるような環境を整備するために、その従業者が認知症に関する正しい知識を習得し、理解が深められるよう、必要な教育の機会を設けるよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人及びその家族等が個々の状態に応じて、働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に配慮するよう努めるものとする。

(医療・介護・福祉に関する事業者の役割)

第7条 医療・介護・福祉に関する事業者は、相互に連携して、認知症に関する専門知識及び技能の向上を図り、認知症の人及びその家族等の気持ちを受け止め、良質で適切なサービスを提供するものとする。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のために、相互に連携して支援を行うとともに、認知症の人及びその家族等が必要なサービスを選択することができるよう適切な情報を提供するよう努めるものとする。

2 関係機関は、多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深め、また、認知症の人及びその家族等への支援体制を構築するため、市が実施する認知症施策に協力するものとする。

(家族等の取組)

第9条 家族等は、認知症とともに生きることについて理解を持って、認知症の人本人の意思を尊重するよう努めるものとする。

2 家族等は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、並びに多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう、自らの体験やその思い、意見等を発信し、又は伝達するとともに、地域社会とつながり、周囲に気軽に相談することができる。

(認知症とともに生きることについての理解の推進)

第10条 市は、多様な主体が、認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう必要な施策を推進するものとする。

2 前項の推進に当たっては、認知症の人及びその家族等が不当な差別を受けることがなく、合理的な配慮が受けられるような地域社会の実現に特に留意するものとする。

3 市は、学校教育の場において、児童、生徒等が認知症を身近なものとして捉えられるよう、教育機関と連携し、認知症に関する理解の促進に取り組むものとする。

(発信・伝達の支援及び機会の確保)

第11条 前条第1項の推進に当たっては、市は、希望や生きがいを持って暮らしている認知症の人本人及びその家族等が体験したことやその思い、意見等について、認知症の人本人及びその家族等から広く声を聴くことを含め、発信又は伝達を支援し、及びその機会の確保を図るものとする。

(認知症の人の社会参加と地域づくりの推進)

第12条 市は、多様な主体が、地域において、共に過ごし支え合う

意識の醸成等、認知症の人が社会参加しやすい体制を整備するよう努めるものとする。

2 市は、認知症になった後に就労の継続を希望する認知症の人の就労の継続が確保されるよう、必要な施策を実施するものとする。

(家族等への支援)

第 13 条 市は、認知症の人の身近な存在であるその家族等の権利や尊厳が守られるよう、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関に気軽に相談でき、かつ、必要な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(医療、介護、福祉等の連携の推進)

第 14 条 市は、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関が連携したネットワークを形成し、個々の状態に応じて認知症の人及びその家族等が希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、環境整備を推進するものとする。

(意思決定支援)

第 15 条 認知症の人の意思決定支援に関わるすべての多様な主体は、認知症の症状にかかわらず、様々な場面で、配慮をもって意思決定支援をするよう努めるものとする。

(権利擁護)

第 16 条 何人も認知症の人を虐待してはならない。

2 養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市に通報するよう努めなければならない。

3 市は、認知症の人の尊厳を保持するため、高齢者虐待を未然に防

ぎ、また、虐待を受けた高齢者の安全の確保及び養護者への支援を適切に行うものとする。

4 市は、認知症の人が、基本的人権を有する個人としてその尊厳が守られ、その尊厳にふさわしい日常生活が保障されるよう、幅広く市民に成年後見制度等の利用促進のための普及啓発を行い、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関等との連携により必要な施策を実施するものとする。

(認知症施策の広域連携の推進)

第17条 市は、認知症の人及びその家族等の効果的な支援のために、近隣自治体及び関係機関との連携体制の構築に努めるものとする。

2 市長は、認知症の人の安全が脅かされていると認められるときは、必要に応じて近隣自治体及び関係機関に認知症の人の安全確保のための協力を要請することができる。

(認知症予防に関連する事業の推進)

第18条 市は、認知症になることを遅らせる又は認知症の進行を緩やかにするための予防に関連する情報を踏まえ、健康増進や高齢者の社会参加促進等、必要な施策を実施するものとする。

(認知症施策推進計画)

第19条 市長は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、浦安市認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 基本計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連す

る事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 市長は、基本計画の進捗状況の評価に当たっては、第20条で規定する浦安市認知症総合施策検討委員会、認知症の人本人及びその家族等の意見を聴かななければならない。

(浦安市認知症総合施策検討委員会)

第20条 市長は、地域の実情に応じて、認知症施策を総合的に推進することを目的として、浦安市認知症総合施策検討委員会を設置する。

(財政上の措置)

第21条 市は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(仮称) 浦安市認知症条例第 2 回懇話会説明資料

令和 3 年 11 月 4 日

(目的)

第 1 条 この条例は、認知症施策を総合的に推進するための基本となる理念を定め、市の責務、市民、事業者、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関の役割並びに家族等の取組を明らかにするとともに、すべての市民が認知症にかかる意識を高め、認知症とともに生きることへの理解を深め、認知症の人及びその家族等を含む誰もが住み慣れた地域の中で、地域の主体的な一員として希望する暮らしを実現し、継続することができる地域社会を実現することを目的とする。

認知症は誰もがなり得るという前提に立って、認知症にかかる地域課題に市及び多様な主体がステークホルダーとして役割を果たすことで、地域全体の認知症のイメージを変え、本人及び家族の希望する暮らしを実現する。

「認知症とともに生きること」は単に認知症の症状等を理解するだけでなく、「認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」という意味として他の条文でも使用。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第五条の二第 1 項に規定する認知症をいう。

介護保険法

(認知症に関する施策の総合的な推進等)

第五条の二 国及び地方公共団体は、認知症(アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。以下同じ。)に対

する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

介護保険法施行令

(認知症)

第一条の二 法第五条の二第一項の政令で定める状態は、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とする。

介護保険法施行規則

(令第一条の二の厚生労働省令で定める精神疾患)

第一条の二 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第一条の二の厚生労働省令で定める精神疾患は、せん妄、鬱病その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経症性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患とする。

(2) 家族等 認知症の人の親族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。

近しい親族がいなくても、成年後見人等、日常生活において密接な関係を有する者も対象とする。

(3) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学をする者をいう。

市内居住者だけでなく、在学、在勤の者も対象

(4) 医療・介護・福祉に関する事業者 市内において医療、介護又は福祉に関するサービスを提供する事業者をいう。

医療・介護・福祉に関するサービスを提供する事業者は、一般の事業者よりも認知症の人及び家族等とかがかわることが多いため改めて定義。

(5) 関係機関 市内において、医療、福祉、保健、治安、雇用等、認知症の人の支援に関連する機関をいう。

認知症の人の支援を行う機関のうち、公共性の高い機関を定義。

(基本理念)

第3条 認知症とともに生きることができる地域社会の実現は、次に掲げる基本理念により行うものとする。

(1)認知症の人が、その尊厳が保持され、自らの意思により、力を発揮しながら希望する暮らしを実現し、継続ができること。

(2)認知症の人、家族等、市民、事業者及び関係機関（以下「多様な主体」という。）が認知症を地域の課題として捉え、認知症とともに生きることへの理解を深め、連携することで、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、自分らしく社会とつながり、支え合い、安心して暮らせること。

(1)周囲が認知症の人の行動を規制し決めてしまうのではなく、当たり前認知症の人がやりたいこと、やりたくないという思いを大事にすることが希望する暮らしの実現につながる。

(2)認知症の課題を当事者だけの課題とするのではなく、多様なステークホルダーが取り組むべき地域課題として連携することで、本人及び家族等が安心して暮らせることを目指す。

(市の責務)

第4条 市は、多様な主体との連携の下、認知症施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、認知症施策の策定及び評価に当たっては、認知症の人本人及びその家族等を含め、広く意見を聴くよう努めるものとする。

第1項は第3条第2号を受けて規定。第2項は認知症施策を認知症の人及び家族等の当事者抜きで検討しない。認知症基本法案にも記載。また、計画策定については、パブリックコメントで広く意見を聴くことを規定。（また、保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金の評価指標のうち、「計画における認知症施策の取組」について「計画に定めており、かつ、進捗状況の評価にあたり、認知症当事者（認知症の人やその家族）の意見を聞いて

いる」という回答を選択できるとこの指標で最高点が採点。)

(市民の役割)

第5条 市民は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のため、正しい知識を持ち、認知症とともに生きることについて理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人及びその家族が、安心して地域での暮らしが継続できるよう、声かけや見守りを行い、社会参加などの社会との関わりに配慮するよう努めるとともに、必要に応じて医療・介護・福祉に関する事業者や関係機関に相談するよう努めるものとする。

3 市民は、あらかじめ個々の楽しみや大切にしたいことを通じた社会との関わりを持つことが、認知症になった後に希望する暮らしを継続するために役立つものであることを認識するよう努めるものとする。

第1項で認知症の人や家族等の希望する生活及び自身の備えとして、認知症に対する正しい理解を規定。第2項でその理解をもとにした認知症の人を支える行動を規定。第3項では、社会と関わることで豊かに生活を送っている認知症の人がいることから、自身が認知症になる前から社会と関わることで、認知症になったときに希望する暮らしが継続しやすくなると示唆。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、移動、金融、小売等の様々な生活の場面で提供されるサービスが、認知症の人及びその家族等にとって利用しやすくなるような環境を整備するために、その従業者が認知症に関する正しい知識を習得し、理解が深められるよう、必要な教育の機会を設けるよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人及びその家族等が個々の状態に応じて、働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に配慮するよう努めるものとする。

第1項では多様なステークホルダーが提供するサービスが認知症の人及びその家族等にとって利用しやすいものとなるよう、認知症サポーター養成講座等を通じて従業者の教育の機会を設ける規定。第2項では配置転換等により就労の継続等への配慮を求める。

(医療・介護・福祉に関する事業者の役割)

第7条 医療・介護・福祉に関する事業者は、相互に連携して、認知症に関する専門知識及び技能の向上を図り、認知症の人及びその家族等の気持ちを受け止め、良質で適切なサービスを提供するものとする。

医療・介護・福祉に関する事業者は、専門性を担保しながら、当事者の気持ちを受け止めた上でサービス提供を行う、

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のために、相互に連携して支援を行うとともに、認知症の人及びその家族等が必要なサービスを選択することができるよう適切な情報を提供するように努めるものとする。

2 関係機関は、多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深め、また、認知症の人及びその家族等への支援体制を構築するため、市が実施する認知症施策に協力するものとする。

第1項では認知症の人への支援とともに、ケアパス等を活用してその人にあった適切な情報を提供することを想定。第2項では地域の認知症に関する意識を醸成するために市が第10条第1項で規定した認知症施策に協力することを規定。

(家族等の取組)

第9条 家族等は、認知症とともに生きることについて理解を持って、認知症の人本人の意思を尊重するよう努めるものとする。

2 家族等は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、並びに多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう、自らの体験やその思い、意見等を発信し、又は伝達するとともに、地域社会とつながり、周囲に気軽に相談することができる。

第1項で本人を支援する立場での対応を求め、第2項で地域の認知症とともに生きる（歩む）ことへの理解の促進のために発信することができるとし、抱え込まず相談することができる」と規定。

(認知症とともに生きることについての理解の推進)

第 10 条 市は、多様な主体が、認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう必要な施策を推進するものとする。

2 前項の推進に当たっては、認知症の人及びその家族等が不当な差別を受けることがなく、合理的な配慮が受けられるような地域社会の実現に特に留意するものとする。

3 市は、学校教育の場において、児童、生徒等が認知症を身近なものと感じられるよう、教育機関と連携し、認知症に関する理解の促進に取り組むものとする。

第 1 項：認知症サポーター養成講座やアルツハイマー月間等の取り組み等を想定して記載。第 3 項について、現在、全市立小学校 4 年生向け認知症サポーター養成講座の実施している。講座での知識の取得だけでなく、認知症に関するアンテナを高くしてもらいたい。その先に、児童が認知症の人とともに過ごすことができる環境を整備することも目標。

(発信・伝達の支援及び機会の確保)

第 11 条 前条第 1 項の推進に当たっては、市は、希望や生きがいを持って暮らしている認知症の人本人及びその家族等が体験したことやその思い、意見等について、認知症の人本人及びその家族等から広く声を聴くことを含め、発信又は伝達を支援し、及びその機会の確保を図るものとする。

市は認知症の人及びその家族等が、自分の思い等を発信する機会を確保できるように規定。

本人が発信するだけでなく代わりに発信することで、中重度の認知症の人の声も広く聴けるように。また、生きがいをもって暮らしている認知症の人の暮らしや声を届けることで、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけや多くの認知症の人に希望を与えるものになることも期待。条例制定作業をきっかけに開始した本人ミーティングを継続。

(認知症の人の社会参加と地域づくりの推進)

第 12 条 市は、多様な主体が、地域において、共に過ごし支え合う意識の醸成等、認知症の人が社会参加しやすい体制を整備するよう努めるものとする。

2 市は、認知症になった後に就労の継続を希望する認知症の人の就労の継続が確保されるよう、必要な施策を実施するものとする。

第 1 項では認知症サポーター養成講座修了者のうちステップアップ講座を受けた市民が中心となったチームオレンジ等の活動が認知症の人が参加しやすい活動になりともに過ごす場になることを期待し規定。

第 2 項では新たな雇用は難しいが雇用継続の具体的な施策として、・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センターが 2016 年に発効したハンドブック「若年性認知症を発症した人の就労継続のために」等の周知等を通じて、企業の認知症の人の雇用継続を支援する規定。（「浦安市高年齢者及び障がい者雇用促進奨励金交付規則」の交付要件に認知症の人を追加し、挙証資料として精神障害手帳ではなく診断書で可とできないか。特に若年性認知症の人によっては就労への影響はインパクトが大きい。すぐに退職してしまう人も多いことから、短期的だとしても配置転換等の雇用継続を支援することで、その間に認知症を受け入れる準備期間とすることができないか。）

(家族等への支援)

第 13 条 市は、認知症の人の身近な存在であるその家族等の権利や尊厳が守られるよう、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関に気軽に相談でき、かつ、必要な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

本人にとって身近な家族は本人にとっても大事な存在。家族が疲弊せずに行われることが、本人の希望する生活を実現する要素となることから、市の家族等への支援を規定。市内事業所等と連携しながら相談事業の充実も検討。

(医療、介護、福祉等の連携の推進)

第 14 条 市は、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関が連携したネットワークを形成し、個々の状態に応じて認知症の人及びその家族等が希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、環境整備を推進するものとする。

かかりつけ医、ケアマネジャー、介護サービス事業所等が連携できるように、認知症サポート医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員が中心となってオレンジ連携シート等を活用する等、連携体制を構築する。

(意思決定支援)

第 15 条 認知症の人の意思決定支援に関わるすべての多様な主体は、認知症の症状にかかわらず、様々な場面で、配慮をもって意思決定支援をするよう努めるものとする。

厚生労働省が平成 30 年 6 月に発表した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を参考に記載。

「本人への支援は、本人の意思の尊重、つまり、自己決定の尊重に基づき行う。したがって、自己決定に必要な情報を、認知症の人が有する認知能力に応じて、理解できるように説明しなければならない。」

「本人の示した意思は、それが他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、尊重される。」等と記載。

(権利擁護)

第 16 条 何人も認知症の人を虐待してはならない。

2 養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市に通報するよう努めなければならない。

3 市は、認知症の人の尊厳を保持するため、高齢者虐待を未然に防ぎ、また、虐待を受けた高齢者の安全の確保及び養護者への支援を適切に行うものとする。

4 市は、認知症の人が、基本的人権を有する個人としてその尊厳が守られ、その尊厳にふさわしい日常生活が保障されるよう、幅広く市民に成年後見制度等の利用促進のための普及啓発を行い、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関等との連携により必要な施策を実施するものとする。

第 1 項から第 3 項は高齢者虐待防止法の観点での記載。第 4 項は成年後見制度の利用の促進に関する法律第 3 条第 1 項の表現を準用。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第3条第1項

成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

(認知症施策の広域連携の推進)

第17条 市は、本人及び家族等の効果的な支援のために、近隣自治体及び関係機関との連携体制の構築に努めるものとする。

2 市長は、認知症の人の安全が脅かされていると認められるときは、必要に応じて近隣自治体及び関係機関に認知症の人の安全確保のための協力を要請することができる。

市域が狭いこと、都県境であることから、外出して戻れなくなる認知症の人の安全の確保のために、他自治体との連携が必要。

(認知症予防に関連する事業の推進)

第18条 市は、認知症になることを遅らせる又は認知症の進行を緩やかにするための予防に関連する情報を踏まえ、健康増進や高齢者の社会参加促進等、必要な施策を実施するものとする。

認知症に対する理解不足から「予防」という言葉が独り歩きして、認知症になった本人への偏見につながるようなことがないように配慮が必要。一方で生活習慣病や社会参加と認知症の関係等については疫学調査での結果を踏まえ、国では大綱の中で、予防に関するエビデンスの収集を行うとともに、認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法等の研究開発を進めると言及していることから、市としては研究分野としての予防までは否定しない。

あくまでも認知症予防はポピュレーションアプローチとしての予防として位置づけ、個人を対象とした認知症予防を目的とした事業を行うという意味ではないため、市民の役割には規定しない。

(認知症施策推進計画)

第 19 条 市長は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、浦安市認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 基本計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 市長は、基本計画の進捗状況の評価に当たっては、第 20 条で規定する浦安市認知症総合施策検討委員会、認知症の人本人及びその家族等の意見を聴かなければならない。

計画の策定については認知症基本法案にも記載されている。高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定時に合わせて策定を想定。

(浦安市認知症総合施策検討委員会)

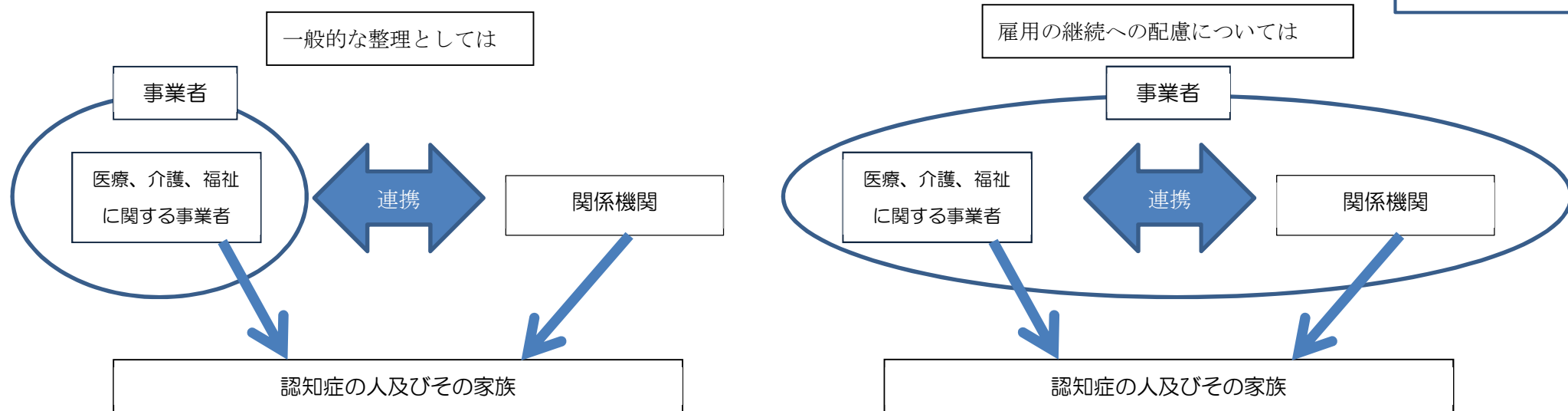
第 20 条 市長は、地域の実情に応じて、認知症施策を総合的に推進することを目的として、浦安市認知症総合施策検討委員会を設置する。

認知症初期集中支援事業で求められている委員会として位置づけること及び認知症施策を総合的に検討する目的で平成 28 年度に設置。条例制定後は附属機関として位置づけ、委員会として認知症施策に対しての評価を行う。

(財政上の措置)

第 21 条 市は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

事業者等の定義の分類



定義の名称	定義の内容	例示	条文
事業者 ※定義規定からは削除	市内において事業活動を行うすべての者	銀行、小売業、公共交通機関等、ホテル棟	6条（事業者の役割）
医療・介護・福祉に関する事業者	事業者のうち、市内において医療、介護、福祉に関するサービスを事業を提供する者。	医療機関、介護サービス事業所、福祉サービス提供事業所等	7条（医療・介護・福祉に関する事業者の役割） 13条（家族等への支援） 14条（医療・介護・福祉等の連携の推進） 16条（権利擁護）
関係機関	市内において認知症の人の支援に関わる医療、保健、福祉、治安、雇用等に関連する機関	地域包括支援センター、社会福祉協議会、三師会、保健所、学校、大学、裁判所、弁護士、司法書士、警察、労働基準監督署、ハローワーク等	8条（関係機関の役割） 13条（家族等への支援） 14条（医療・介護・福祉等の連携の推進） 16条（権利擁護） 17条（認知症施策の広域連携の推進）

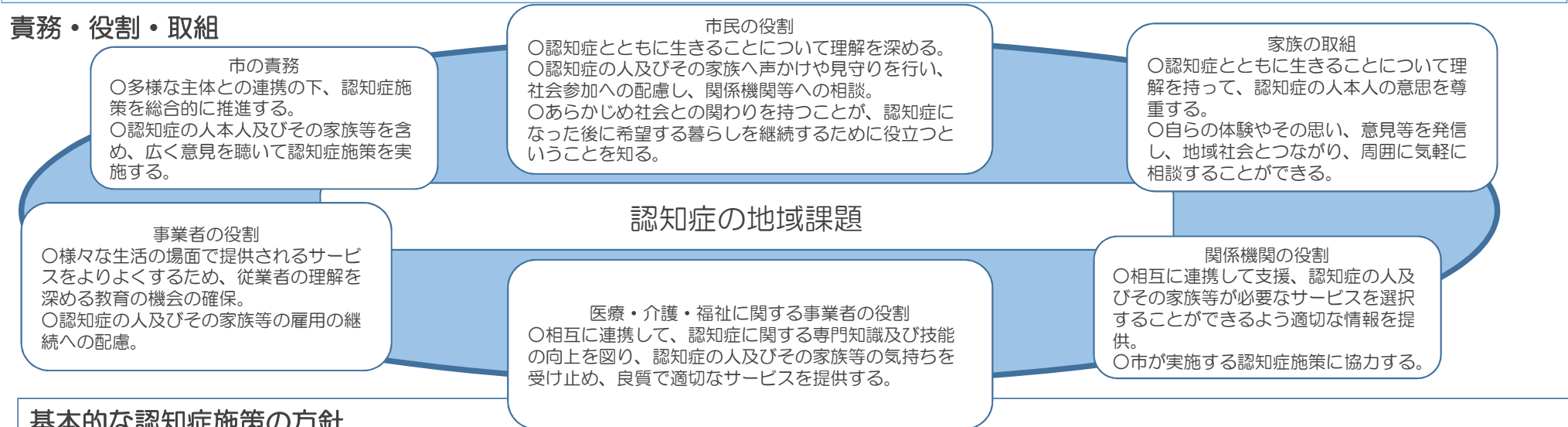
目的

認知症施策を総合的に推進するための基本となる理念を定め、市の責務、市民、事業者、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関の役割並びに家族等の取組を明らかにするとともに、すべての市民が認知症にかかる意識を高め、認知症とともに生きることへの理解を深め、認知症の人及びその家族等を含む誰もが住み慣れた地域の中で、地域の主体的な一員として希望する暮らしを実現し、継続することができる地域社会を実現することを目的とする。

基本理念

- 認知症の人が、その尊厳が保持され、自らの意思により、力を発揮しながら希望する暮らしを実現し、継続を目指します。
- 認知症の人、家族等、市民、事業者及び関係機関が認知症を地域の課題として捉え、認知症とともに生きることへの理解を深め、連携することで、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、自分らしく社会とつながり、支え合い、安心して暮らせる地域を目指します。

責務・役割・取組



基本的な認知症施策の方針

- 認知症とともに生きることについての理解の推進
本人や家族等が不当な差別を受けないよう配慮しながら、地域の認知症とともに生きることについて理解を深める機会を確保。学齢期の児童への理解促進。
- 発信・伝達の支援及び機会の確保
希望や生きがいを持って暮らしている認知症の人本人及びその家族等が体験したことやその思い、意見等について、認知症の人本人及びその家族等から広く聴くことを含め、発信を支援し、その機会の確保を図る。
- 認知症の人の社会参加と地域づくりの推進
多様な主体が、地域において、共に過ごし支え合う意識の醸成等、認知症の人が社会参加しやすい体制を整備。就労の継続。
- 家族への支援
気軽に相談できる体制の整備
- 医療、介護、福祉等の連携の推進
連携したネットワークにより、認知症の人及びその家族を支援。
- 意思決定支援
様々な場面で配慮をもって意思決定支援を行う。
- 権利擁護
高齢者虐待等の問題に適切に対応し、また成年後見制度の理解促進のための普及啓発を行い、関係機関等との連携により必要な施策を実施する。
- 認知症予防に関連する事業の推進
最新の研究開発を踏まえ、健康増進や高齢者の社会参加の促進等の既存の関連事業を推進。

（仮称）浦安市認知症条例の特徴

制定プロセスにおける特徴

○認知症の人本人及び家族等だけでなく、事業者、関係機関等幅広く意見を聴く。

- ・個別ヒアリング、Uモニ（認知症のイメージに関するアンケート）、ワークショップ、本人ミーティング

○丁寧な議論

- ・認知症総合施策検討委員会、ワークショップ、認知症条例にかかわる懇話会

○制定プロセスに企業が参加

- ・認知症を地域の課題として捉えるため、多様なステークホルダーの参画が必要なことから、意見聴取及び議論の段階で民間企業が参加（アンケート、ワークショップ、認知症総合施策検討委員会）

条例内容における特徴

○認知症は誰もがなることから認知症が起因する生活課題を当事者の生活課題とするのではなく地域の課題に。そのために多様な主体が連携する（第3条、4条、6条、8条）

○当事者意見の発信機会の確保（11条）

○家族は認知症の本人にとっても重要な立場であることから、家族の権利や尊厳に言及し、家族への支援を明記（第9条、13条）

○認知症の人の雇用の継続への配慮に言及（第6条、12条）

○権利擁護の記載の充実（16条）

○広域連携への取り組みの記載（17条）

○「予防」と「備え」という言葉に対する市の姿勢（18条）